

宗像地区事務組合からのお知らせ

問い合わせ先：宗像地区事務組合総務課

住所：〒811-3507 宗像市多禮298番地
 電話：0940(62)0031 FAX：0940(62)1970
 Eメールアドレス：info@munakatajimu.or.jp
 ホームページアドレス：//www.munakatajimu.or.jp

平成22年 4月1日に宗像地区の水道事業を統合

平成22年4月1日から宗像市と福津市が実施している水道事業を統合し、宗像地区事務組合が、その経営を引き継ぎます。

統合の効果

- ・効率的な水の利用で、安全で安心な水道事業を経営します
 - ・業務の一元管理や組織のノウハウ化などにより、コストを縮減します
 - ・財政規模が大きくなることで、古くなった施設の更新を、より早く合理的に行います
 - ・多様な水源の確保により、危機管理能力の向上を図ります
- これらにより、水道料金の値下げを目指します



水道料金

統合後、できるだけ早く水道料金を統一し、料金の値下げを指しますが、当分の間は、宗像市、福津市それぞれの現行の料金体系とおります。

水道料金の支払い

現在、宗像市、福津市で水道を使用している方は、新たな手続きは、不要です。

- 検針日、口座振替日が変わります

検 針 日：毎月2日から7日の間

口座振替日：前月分を翌月25日払い

- 現在、口座振替で支払っている方は、特に手続きの必要はありません。

宗像地区事務組合が行います

- 納入通知書での支払いは、納入通知書の裏面に記載している金融機関、宗像地区事務組合、宗像市役所内と福津市役所津屋崎庁舎内に設置する営業所で行ってください。ただし、営業所での支払いは、あがたの現住所が所在する営業所に限らせていただきます

現在、宗像地区事務組合、宗像市、福津市で水道統合事務を進めています

- 平成21年9月、宗像地区事務組合組合長、宗像市長、福津市長で「宗像地区における水道事業統合にかかる基本協定」を締結しました
- 平成21年11月の宗像地区事務組合議会で水道関係条例の改廃が議決されました
- 平成21年11月、宗像市議会、福津市議会で、水道関係条例の改廃が議決されました
- 平成21年12月、水道統合にかかる調整項目約200項目の内94.9%を水道、人事、財政などの各委員会で協議し、統合協議会(宗像市長、福津市長)で決定しました
- 平成21年12月10日に、厚生労働大臣から宗像地区事務組合水道事業認可を受けました
- 平成22年2月の宗像地区事務組合議会で、水道関係条例等の制定、改廃、平成22年度予算を審議する予定です

